

区分・種別	県指定有形文化財（工芸品）		
名称	こんどうみっきょうほうぐ 金銅密教法具 17種（29個）		
所在地	新居浜市黒島		
所有者	明正寺	管理団体	
指定年月日	昭和40年4月2日		
解説	<p>火舎香炉（総高6.5cm、口径2.8cm）1合、六器（高さ1.5cm、口径4.2cm）及び台皿（高さ1.2cm、径3.1cm）6口、華瓶（高さ5.6cm、2.8cm）2口、飲食器（高さ3.7cm、口径4.6cm）1口、灑水器（総高5.6cm、口径4.7cm）1口、塗香器（総高5.6cm、口径4.7cm）1口、金剛盤（高さ1.6cm、長さ3cm、幅8.5cm）1面、五鈷鈴（総高17.3cm、鈴身長さ6.5cm、口径7.4cm）1口、五鈷杵（長さ6.5cm、鈷張1.8cm）1口、打鳴（高さ1.2cm、径4.8cm）1口</p> <p>鑄銅鍍金の極めて小形の密教法具である。昔、高僧が旅行中の修法に用いるために通常の2分の1の大きさに作った法具で、一面供を普通とし、旅壇具と称している。</p> <p>この法具は簡素ながら堅くてきめが細かく、重厚な趣を呈した逸品であり、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての製作とされている。</p>		

